

口腔衛生管理に関する指針

社会福祉法人 友愛会

1. 基本方針

食事は、生命維持に欠かせないものであると同時に、生活の中での大きな楽しみでもあります。食事を摂るためには口腔機能の維持は欠くことができず、口腔衛生の管理が非常に重要です。また、口腔衛生の管理は、単に食事摂取に係わるだけでなく、様々な疾病予防にもつながります。

当法人では、当法人の理念に基づき、より質の高いサービスを提供することを目標に、組織全体で口腔衛生の管理に取り組みます。

2. 推進体制

(1) 口腔・食事委員会

口腔衛生管理及び食事介助等に関する事項全般を主導します。

(2) 医療機関との連携

協力病院と連携し、歯科口腔外科の受診や歯科医師の往診・指導を受け、口腔衛生管理に努めます。

(3) 研修

歯科医師及び歯科衛生士による研修・指導や、口腔・食事委員会による研修を行い、口腔衛生に関する知識・技術の習得に努めます。

3. 口腔・食事委員会

(1) 構成員

介護士・管理栄養士を中心とした多職種で構成します。

(2) 主な役割

- ・口腔ケアの指導・管理・監督。
- ・口腔ケア物品の取りまとめ、発注。
- ・歯科医師及び歯科衛生士からの指導・指摘事項の管理と職員への周知。
- ・口腔ケアアセスメント計画書の作成・管理。
- ・嚥下機能のアセスメント及びその活用。
- ・口腔衛生に関する研修の計画・立案・実施。
- ・食事の際の姿勢をはじめとする食事介助の指導・監督。
- ・食事の在り方の検討。

(3) 開催

必要に応じて随時開催します。

4. 歯科口腔外科医師及び歯科衛生士（以下、歯科医師等）との連携・指導

(1) 歯科医師等による定期的な歯科往診の実施とともに、ご利用者個別の口腔衛生管理指導を受けます。

(2) 歯科医師等による、職員に対する定期的な口腔衛生管理に関する研修を実施します。

(3) 必要に応じて、ご利用者の歯科口腔外科の受診を行います。

(4) 歯科医師による水飲みテスト等、ご利用者の嚥下機能のアセスメントを行い、その結果を反映したケアを実践します。

(5) その他、口腔衛生管理に関する分からないことや問題等があれば、速やかに歯科医師等に相談します。

5. 教育・研修

- (1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による、口腔衛生管理に関する技術的助言及び指導を受けるための研修を、年2回（概ね6ヶ月に1回）以上行います。
- (2) 歯科往診の際には、職員がご利用者に付き添い、ご利用者個別の口腔衛生管理に関する指導等を受けます。
- (3) 法人外部の研修にも積極的に参加します。